

少額随意契約の限度額の見直しに関する意見書

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める契約、いわゆる少額随意契約は、地方自治法で一般競争入札が原則とされている中で少額な予定価格の契約まで競争入札を行うことにより、地方公共団体の事務量が増大し、能率的な行政運営が阻害されるおそれがあることから、同法施行令別表第5に定める額の範囲内において地方公共団体の規則で定める額を超えないものについては随意契約を可能とする制度である。

ところが、同法施行令に定める少額随意契約の限度額は、昭和57年10月以降改正されておらず、消費税率の引上げや物価上昇などの社会経済情勢が反映されていない。

少額随意契約の限度額を見直す規制緩和を行うことにより、地方公共団体は、より迅速かつ能率的な行政運営が可能となることに加え、受注業者にとっても、地方公共団体からの発注手続が迅速化されることにより契約事務の負担が軽減され、公共工事等も速やかに実施できることから、結果的に人件費や資材などの高騰に苦慮する地元中小企業の事業環境の改善や地域経済の活性化にも寄与することとなる。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、地方自治法施行令に定める少額随意契約の限度額については、物価上昇等の社会経済情勢を勘案し、適正な額となるよう見直すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月21日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣

} 宛（各 通）